

# 愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可申請書 記載要領

## 1 申請書の記入例について

愛媛県総合科学博物館所蔵の資料を閲覧、複写、撮影、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載（以下、「特別利用」という。）を希望される場合は、申請書を提出してください。

申請書の提出にあたっては、申請者によって留意いただく点が異なりますので、以下の各頁の記入例等をご参照下さい。

申請者の種別		記入例等
個人の方		P 2
非営利法人・団体の方	公益法人等(財団法人、学校法人等)、NPO、営利を目的としない任意団体等	
営利事業者の方	株式会社、有限会社、個人事業者 等	P 4
公共団体	地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、日本放送協会(子会社除く)等	P 6
博物館等	博物館・美術館・資料館等 (博物館等の指定管理者、展覧会実行委員会等を含む)	P 7

## 2 特別利用について

特別利用の際は原則として担当の学芸員が立会い、博物館資料によっては資料所有者の事前承諾を要する場合、資料の管理上やむをえず特別利用を制限している場合、また一度に大量の申請があったときは対応可能なものから順次特別利用に供する場合がありますので、事前に博物館の担当窓口にご相談ください。

なお、資料の取扱いにあたり、P10の通り要綱を設けておりますのでご了承ください。

## 3 特別利用料の納入及びその減免について

管理規則第3条により、営利を目的とした特別利用をしようとする方からは、特別利用に係る使用料(以下、「特別利用料」という。)を以下のとおり納入いただくこととなりました。  
(非営利利用の場合は、無料でご利用いただけます)

利用区分	特別利用料	
閲覧	1点1回	550円
模写・模造	1点1回	5,500円
撮影・複写	1点1回	5,500円
原版使用	1点1回	5,500円

なお、営利を目的とする特別利用であっても、特に必要と認める場合は特別利用料が免除されます(詳しくは、[P 9](#)をご覧ください)。